

天塩町求人広告掲載に関する要綱

令和4年11月2日天塩町告示第107号

(趣旨)

第1条 この要綱は、天塩町が掲載する求人広告（以下「広告」という。）の取扱いについて定め、町政情報等の提供に資するとともに、町内の雇用促進を図ることを目的とする。

(広告媒体)

第2条 広告を掲載することができる媒体は、天塩町ホームページ（以下「ホームページ」という。）とする。

(広告の範囲)

第3条 掲載できる広告は、天塩町内の雇用の確保を目的とするものであって、次の各号に該当しないものとする。

- (1) 公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる業種等に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動等に関するもの
- (4) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (5) その他、掲載する広告として妥当でないと町長が認めるもの

(広告の掲載順序)

第4条 広告の掲載順序は、受付順とする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、第9条に基づく広告掲載の決定がされた日から2か月を経過する日が属する月の末日までとする。

(広告の掲載料等)

第6条 広告の掲載料は、無料とする。ただし、原稿等の作成経費は、広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）の負担とする。

(広告の周知)

第7条 広告主の希望により、第5条の期間内に1回まで、天塩町公式LINEを用いて広告を周知することができる。

(広告掲載の募集)

第8条 町長は、ホームページや広報紙等により広告主を募集するものとする。

(広告の申請)

第9条 広告主は、別に定める申請書に掲載を希望する広告の原稿を添えて、申請するものとする。

(広告掲載の決定)

第10条 町長は、前条の申請を受理したときは、速やかに掲載の可否を決定し、広告主に通知するものとする。

(広告主の責任)

第11条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、掲載の決定を取消することができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請によって掲載の決定を受けたとき。
- (3) 広告主に起因する事件等が発生したとき。
- (4) その他、掲載に支障があると町長が認めたとき。

2 前項の決定の取消しにより生じた広告主の損害については、町長は、一切の責任を負わないものとする。

(広告掲載の取下げ)

第13条 広告主は、自己の都合により、書面を添えて広告掲載の取下げを申出ることができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月3日から施行する。